

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考	
前文	全体	簡潔にわかりやすく 端的に安曇野の歴史、文化をまとめていけばわかりやすくなる。 どの条例の条文にも「～北アルプスの～」とあるがいらぬ 自治基本条例がなぜ必要なのかを入れる 5つの町村が合併した思いを入れる 「北アルプス～」については市民が知っているの簡潔に盛り込む 山の恩恵があつての安曇野であるので、「北アルプス～」は盛り込む 自然は守っていかねばならないので、少しは触れるべき 安曇族については諸説があるので盛り込まないほうがよい 合併については「それぞれの地域の特性を活かしながら」を盛り込む	【安曇野の地理的条件、自然環境】 本市は、雄大な北アルプス山麓に広がる、自然豊かな田園産業都市…	簡潔にする 分かりやすい表現にする
	【最高規範】を入れるか	※入れるべき意見 個別条例の代表となる条例である 前文を読んでこの条例の位置付けがわかるためにも必要である 基本となるものが”これ”ということを考えれば前文がよい 最高規範は市としての憲法に等しい。前文に入れ市民に認識してもらふべきである 個々の条例がある中で、5町村が合併して10周年の節目に作る条例であるから前文がよい 各種条例の最上位にあることを周知する必要があるため前文に入れる	【安曇野の歴史・文化（先人たちが築いた歴史・文化）】 先人たちが守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ… 責任を持って自治に取り組みなければなりません。	
	※入れるべきではない	前文と条文をしっかりと作ればあえて文言を入れなくてもわかる 当然自治基本条例は最高規範であるものなのであえて入れる必要はない	【町村合併】 本市は、平成17年10月1日、3町2村の合併により誕生し… 各地域の特性を活かしながら…	
	【安曇野の特徴を持たせるか】	※特徴を持たせる 自然、文化にも触れてほしい 全ての市民がわかりやすい文章、言葉で（同種意見あり） 簡潔に（同種意見あり） 5町村合併に至る歴史、現状を含めること。大筋を謳う。 5町村の合併の目的、課題を記述する（歴史） 誇りを持って住民が暮らせるものにしたい	【社会情勢】 少子高齢、人口減少など大きく社会情勢が変動する中… また、地方分権社会の進展に伴い…	
	※一般的なかたちでよい	精神的な側面を盛り込む 短くてよいと思う	【目指す方向性】 私たちは、自治の主体であることを自覚するとともに、安曇野に誇りと責任を持って… 互いに住んで良かったと思える地域社会を実現…	
	※その他	分かりやすいということが大事	【条例の制定（結び）】 ここに、自治の基本理念を明らかにし、みんなが主役のまちづくりをめざした… 自治の最高規範として、条例を制定します。	

総則	目的		この条例は、本市の自治の基本理念及び基本原則… 市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにする… 市政運営の基本的事項を定めるものとし… 市民主体のまちづくりを協働して推進していくを目的とする。	
	条例の位置付け		・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの… 市民及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進 ・市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、 この条例に定める事項との整合を図ります。 ・市は、基本構想等の計画策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重 この条例に定める事項との整合を図ります。	
	定義 ※市民	安曇野市に直接かかわる人 地域社会を構成する構成員 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する人 条文の内容によって対象が異なってくる 範囲に幅を持たせるべき 定住外国人を含む	【市民】 (1) 市内に居住する者 (2) 市内に通勤し、または通学する者 (3) 市内で事業活動、またはその他の活動する個人または団体 【住民】 (1) 本市の区域内に住所を有する者	市総務部総務課文書法規担当との確認 木村先生のご指導のとおり、最高規範である自治基本条例で「市民」を定義すると、他の個々の条例の市民の定義にも反映することです。 ただし、他の個々の条例において、市民の定義を謳っている場合、「この条例においては…」としているため最高規範とする自治基本条例で市民の定義を規定してもその条例には反映しない。また、「市民」を定義づけしていないで「市民」が条文にある条例もあるが、この場合、自治基本条例の「市民の定義」にこの条例だけの定義である文言を入れることで、他の条例に反映しないとのこと。

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目		意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
総則	定義 ※市の執行機関 ※市		【市の執行機関】 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。 【市】 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。	
			条文に盛り込む内容(案)	
	※地域コミュニティ(区) 「章」の表現 「区」の定義	「地域コミュニティ」は漠然としている。「区等」がいいのでは。 解説が必要な表現はいろいろ 市民WSでは「区」とした。「区」としなければ加入も促進できない。 区の中には小さな自治会が存在しているので「区など地域自治活動」はどうか。 区マニュアルで区の定義づけがされている。コミュニティ=区と定義する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">アンケート結果(16人) 【地域コミュニティの表現でよいか】 ①よい 6人 ②わかりやすい表現を考えるべき 9人 ③どちらでもよい 0人 ※その他の表現 「区」2人、「区等」、「区等地域コミュニティ」2人、「区(地域コミュニティ)」、「地域コミュニティ(区)」、「地域コミュニティ=区」</div>	【「章」の表現】 地域コミュニティ、地域コミュニティ(区)、地域コミュニティ=区、区、区等、区等地域コミュニティ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">アンケート結果(16人) 【区が基本的なコミュニティ単位であることを表現するか】 ①明記したほうが良い 15人 ②明記する必要はない 0人 ③どちらでもない 0人 ※その他 「地域コミュニティ」の表現による</div> 【区民】 ・市区長会に属する区(83区)に加入している者(区の法的根拠はない) ・区加入世帯については、各区の規約等によって定める。	木村先生から、 「地域コミュニティ」を和訳すると地域共同体。余計にわかりにくい。飯田市のように地域自治区という選択もあるが、市民ワークショップでは現状どおりとした。
	※まちづくり	いろいろな技術や専門性を持った人材の掘り起こしと、その方々の「多様性を市の活力にかえる」ということを盛込んだらどうか。➡ どのように「まちづくり」の定義に入れ込むか。	【まちづくり】 すべての市民が 、地域課題を解決し、暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みのことをいいます。	市民会議としての方向性
	※協働	「自立した主体同士」や「異なる主体同士」は表現がわかりづらい。なじみのある言葉で。	【協働】 市民と市、あるいは市民と市民が 、互いの自主性を尊重し、それぞれの役割を担いながら対等な立場で、協力し、共に行動することです。	市協働のまちづくり推進基本方針による定義 協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。
	※参画		【参画】 市政に関する企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。	
※自治		【自治】 市民が自分の意志と責任に基づき、市政や地域活動に主体的に関わり、まちづくりを推進することをいいます。		
自治の基本原則		【自治の基本原則】 自治の基本原則は、次のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 市民主体の原則 市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を發揮し、まちづくりを進めます。 <input type="checkbox"/> 参画と協働の原則 市民及び市は、それぞれの役割と責任のもと、参画と協働によりまちづくりを進めます。 <input type="checkbox"/> 情報共有の原則 市民及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。 <input type="checkbox"/> 人権尊重の原則 市民は、ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重し、まちづくりを進めます。		

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
市民の役割	市政運営に参加する 健康でない方や障がいのある方も市政運営に参加する。 区加入について市民の責務に入れるパターン ←	【市民の役割(責務)】 ・市民は、まちづくりの主体として、市と協働して、暮らしやすい地域社会の実現に努めます。 ・市民は、まちづくり及び市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。 ※区への加入 市民は、区等へ加入するとともに、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努めます。(関わらなければならない)	
市民の権利	市長、市議会議員を選ぶ権利 市政に対して直接意見を言う権利 各条例の制定、改廃へ関わる権利 市議会の解散権、市長の解任など → 地方自治法で保障されている	【市民の権利】 ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。 ・市民は、市政についての情報を知る権利を有します。 ・市民は、市政に参画する権利を有します。 ・市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受けることができます。	
市の執行機関の役割	市民が市政に参加しやすい工夫、配慮を盛り込む。(同意見あり) 専門のまちづくりスタッフの配置及び養成を。 市民参加の手続き、仕組みについて。 職員は市民とともにまちづくりを進める。 職員はまちづくり推進のコーディネーター役である。 子ども、外国人など参加しにくい人々に対しても参加できる仕組みを。 市長の責務で「選挙時の公約を総合計画に反映する」については慎重に考える 市長、職員、市の執行機関があれば足りるのか。それぞれの責務が重複する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> アンケート結果(19人) 市の執行機関で市民が参加しやすい工夫・配慮を求めるか ①明記すべき 18人 ②明記しない 0人 ③どちらでもない 1人 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> アンケート結果(19人) 市の執行機関の役割をどこに盛り込むか ①「市の執行機関の役割」の項目を設け、その中で 12人 ②「市政運営」の項目の中で 6人 ③どこでもよい 1人 </div> (市民が参加しやすい工夫・配慮を求めるか) いろいろな方法がどんな形で参加できるのか明記するとわかりやすい 障がい者、外国人等にも配慮してほしい	【市長の役割と責務】 ・市長は、市民の信託を受け、本市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進します。 ・市長は、自治の基本原則に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画及び政策の策定、実施、評価を行います。 【職員の責務】 ・職員は、全体の奉仕者として、市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務を遂行に努めます。 ・職員は、多様化する地域課題及び高度化する行政需要に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。 【市の執行機関の責務】 ・市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。 ・市の執行機関は、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。	市民、市の執行機関及び市議会の役割についてはバランスを取る。(役割のボリュームは等しく)
議会の役割と責務	議会の役割と責務 ※議会基本条例との関係 議会基本条例の内容を盛り込むのは前文の中でよい (「市議会の役割と責務」はどの程度の内容を盛り込むか) 議会基本条例はほとんど知らないという現実から、これを見ればわかるものにすべき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> アンケート結果(19人) 「市議会の役割と責務」はどの程度の内容を盛り込むか ①議会基本条例と重複しないよう、基本的な事項だけにする 16人 ②議会基本条例と重複しても、ある程度踏み込んだ内容にする 3人 ③どちらでもよい 0人 </div>	【議会の役割と責務】 ・市議会は、地方自治法で定めるところにより、市民の直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制を行うものとする。 ・市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、市民及び市との情報共有に努めるなど、開かれた議会運営に努めます。 【議員の責務】 ・市議会議員は、市民の代表として、市民の信託に応え、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行します。	

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	条文に盛り込む内容(案)	備考	
区	<p>「区」への加入の表現 ※加入は強制</p> <p>※加入は努力義務</p> <p>「区」と市の関係</p>	<p>「区」は法的な組織でないため、強制加入は謳えない。 区未加入者も地域活動に参加している。未加入者をどう加入してもらうか。緩やかな表現で、区加入のメリットを出すべきで、条例ではそのメリットを表現できれば。</p> <p>区の加入は強い言葉で記載すべき。 区は市政運営の核であることから市民は当然区に加入すべき 区加入促進を進めてきている過程の中で、「加入すべき」とすべき 区長が区加入を進める上でのバックボーンがない。強く表現すべき。 区長を通じないと提案ができないのはおかしい。市民、議会、行政が協働で組み立てられる条例であるべき。</p> <div data-bbox="593 562 985 745" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【市と区の関係について一文を設けるか】 ①何らかの文言が必要 15人 ②特に必要はない 0人 ③どちらでもよい 1人</p> </div> <div data-bbox="1032 535 1489 745" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート結果 【市と区の関係について規定を設ける場合の内容】 ・対等のパートナー 2人 ・対等の立場で市政を運営する ※その他意見 ・協働で課題解決を図る</p> </div>	<p>【区への加入の表現】 ※加入は義務(強制) ・市民は、……区へ加入しなければならない。 ※加入は努力義務 ・市民は、……区へ加入するよう努める。</p> <p>【区と市の関係】 ・区は市との対等なパートナーとして… ・市は、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう、必要に応じて支援を行います。</p> <div data-bbox="1935 487 2320 745" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【罰則なしで区への加入についてどのように表現するか】 ①加入を義務付ける表現が必要 7人 ②義務付ける表現は必要ない 8人 ③加入について触れる必要はない 人 ④どちらでもよい 人 ※その他 原則として加入する</p> </div>	<p>アンケート結果(16人) 【区を明記する場合、盛り込む内容は】 ①地域づくりの担い手 11人 ②市民が安全、安全に生活できる地域を創る役割を担う 14人 ③心豊かに暮らすことができる地域を創る役割を担う 11人 ④市民相互の連携を図りながら、地域課題の解決に向けて役割を果たす 11人 ⑤市は各区がその機能を十分に果たせるよう適切な支援、措置を講ずるものとする 10人 ※その他 区に加入するメリットを前面に出す</p>
市政運営	<p>※全体</p> <p>※法令遵守</p> <p>※附属機関</p> <p>※基本構想等、市民参加</p> <p>※健全な財政運営</p> <p>※市民からの意見等に対する応答責任</p> <p>※行政評価</p> <p>※行政手続</p> <p>※市民への説明責任</p> <p>※情報公開、情報共有</p> <p>※個人情報の保護</p> <p>※多文化共生</p> <p>※まちづくり推進会議</p> <p>※市政への参画</p>	<p>個別計画にはそれぞれ目的が明確に明記されている。したがってそれらをそのまま盛り込めばよい。</p> <div data-bbox="816 787 1400 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【市政運営で盛り込むべき内容は】 ①法令遵守 12人 ②附属機関 11人 ③総合計画への市民参加 13人 ④健全な財政運営 10人 ⑤市長と市民の対話 9人 ⑥職員の能力向上 10人 ⑦情報公開、情報共有 14人 ⑧個人情報の保護 9人 ⑨市民への説明責任 11人 ⑩市民からの意見、要望、問い合わせへの応答責任 8人 ⑪行政評価の実施と結果の公表 10人 ⑫処分、指導、届出等の手続に関しわかりやすい説明に努め、手続きを適正に行う 3人 ※その他意見 市に個々の条例があるものは表記する必要はないと思う。 条例がないものだけ入れる。</p> </div> <p>国際化の進展から在住外国人も多く住んでいる。本市は「多文化共生プラン」もなく、他市に比べ遅れをとっている。子どもの現在6人に一人が貧困状態である。教育を受けられなければ引きこもり、非行、犯罪へ走ることも危惧されている。ボランティアにも限界がある。「多文化共生を推進する」内容を入れるべき。</p> <p>地域課題解決の場をどこかに明記する必要がある。まちづくり推進会議はいずれ作らなくてはならない。条例の中に盛り込むべきである。</p>	<p>【法令遵守】 ・市は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し…</p> <p>【附属機関等】 ・附属機関の委員の選出にあたっては、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の市政への反映並びに公正の確保を図るものとします。</p> <p>【基本構想等、市民参加】 ※市の方針としては今後検討する ・市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定する。 ・基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。 ・市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障します。</p> <p>【健全な財政運営】 ・市は、財政状況を的確に把握し… ・最小の経費で最大の効果をあげるよう… ・持続可能な財政運営を行う… ・財政の健全性を確保する ・市は、財政運営の状況を市民のわかりやすく公表するよう努める</p> <p>【市民からの意見、要望、苦情等への対応のための機関】 ・市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答しなければならない。</p> <p>【行政評価】 ・市は、行政運営の透明性及び信頼性の向上、総合計画の適正な進行管理並びに行政資源の効果的な活用を図るとともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行います。 ・市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表します。</p> <p>【行政手続】 ・市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため… ・市民の権利及び利益の保護を図るため… ・処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し明らかにし…</p> <p>【市民への説明責任】 ・市の執行機関は、市政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。</p>	<p>※「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」参照</p> <p>※「安曇野市行政評価実施要綱」参照</p> <p>※「安曇野市行政手続条例」参照</p>

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目		意見 (会議及びアンケート)	条文に盛り込む内容(案)	備考
			<p>【情報公開、情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の執行機関は、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進するため… ・市の執行機関は、市の保有する情報が市民の共有財産である… ・すべての市民の知る権利の実効的保障… ・協働のまちづくりに寄与… <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため… ・基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資するため… ・市の執行機関は、市民の基本的人権を守るため… <p>【多文化共生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく… ・市民相互が、差別することなく国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支えあう関係を持って暮らせる社会… 	<p>※「安曇野市情報公開条例」参照</p> <p>※「安曇野市個人情報保護条例」参照</p>
市政運営	<p>※まちづくり推進会議</p> <p>※市政への参画</p>	<p>アンケート結果(16人)</p> <p>【市政への市民参加に関し、何を盛り込むか】</p> <p>①市民はすべて平等にまちづくりに参加する権利を持つ 14人</p> <p>②青少年及び子ども、それぞれ年齢に相応しいかたちで参加する権利を持つ 11人</p> <p>③市は市民ができるだけ参加しやすい方策を講ずる 13人</p> <p>④まちづくり推進会議を位置づける 6人</p> <p>⑤まちづくり推進会議には触れない 3人</p> <p>アンケート結果(16人)</p> <p>【市民参加の推進に関する「章」を設けるか】</p> <p>①独立した章を設ける 5人</p> <p>②「市政運営」に関する章に含める 10人</p> <p>③どこでもよい 1人</p> <p>※その他意見 協働の推進には市民参加が重要である</p>	<p>【まちづくり推進会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、多様化する地域課題の解決を図り、市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らせる社会を形成するため、「まちづくり推進会議」を設置することができる。 <p>【市政への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりの市政への関心を高める… ・市政について、説明する機会や学びの場及び情報を提供する… ・市民が参画しやすく、また参画したいと思う機会を創出し、市政への反映を目指す 	